

「雄志」77号

衆議院議員

谷川はじめ



立憲民主党千葉県第10区総支部 谷田川はじめ後援会事務所

〒287-0001 千葉県香取市佐原口 2164-2

TEL 0478-54-5678 FAX 0478-52-6991

Mail:info@hajime-yatagawa.com



HP:www.hajime.yatagawa.com

国会事務所

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-2-1

衆議院第一議員会館 1208 号室

TEL 03-3508-7292 FAX 03-3508-3502

衆議院解散が国益を損なう！

会期末に岸田総理が衆議院を解散するかどうかが焦点でしたが、立憲民主党が内閣不信任案を提出したものの、与党や他の野党が反対し、同案は否決され、結局衆議院は解散されませんでした。広島サミット終了後に内閣支持率が上昇し、自民党内から解散を求める声が上がっているとの報道がなされる等、この1ヶ月解散風が吹き荒れました。

この間、総理大臣をはじめとする国の枢要なポストにいる政治家をはじめ、陣笠の衆議院職員にいたるまで、本当に選挙をやるのか？やるとすればいつか？その場合、どう戦うか？等が頭のかなりの部分を占め、大事な法案の審議や国の舵取りをどうするかといつた国民生活に直結する問題が疎かにされたと言つても過言ではありません。こういうことを、これからも続けることは、国益を損なうことになります。

一昨年の衆院選直後から、私は憲法審査会に所属し、総理による衆議院の恣意的な解散は制限すべきとの

発言を何度もしてきました。そうした経緯もあり、立憲民主党内に衆議院解散の制限検討ワーキングチームが近々発足することになり、私谷田川はじめが、その座長に就任することになりました。検討内容は6ページに掲載した通りですが、早ければ、秋の臨時国会で衆議院解散を制限する法案の提出を視野に入れて活動していく所存です。

今日ほど、総理が恣意的に衆議院を解散するのは問題があるとの世論が盛り上つてている時期はないと思っています。世論喚起に努めて参ります。

しかし、現在までのところ、総理の解散権を封じる手立ては法的に確立していませんので、いつ総選挙があつてもいいように準備だけは進めしていく所存です。皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

令和五年七月

谷田川はじめ

5月12日

国土交通委員会で質問

**手すり幅の基準を変え
子どもの転落事故防止を！**

3月に、名古屋市で2歳の双子の男の子が窓から転落するという大変痛ましい事故が起こりました。消費者庁によると、令和2年までの5年間に9歳以下の子供が転落して亡くなつた人数は、何と21名にもなります。

過日のNHKの朝のニュースで、ニューヨーク市の例が紹介されました。同市では70年代、100名以上の子供が転落事故で亡くなり、賃貸アパートのオーナーに転落防止柵をつけることを義務付けた結果、転落事故が95%も減少しました。

国土交通省も転落事故対策を含めた子育てに配慮した住宅の整備を促進する事業を進めています。その中でも子供の転落を防止するための手すりの設置に関して、1年半で29件、275戸しか利用がないのは少ないのではないかと斎藤大臣に質問しました。大臣からは、「もっと利用していただいていいのではないで、率直にそう思います。」との答弁



答弁する斎藤国交大臣

でした。そもそもベランダについての建築基準法施行令を、現状の手すりの高さが110cm以上という規定から東京都商品等安全対策協議会の基準の120cm以上になるよう見直すべきではと提案しました。東京都の基準では、ベランダの隙間の幅も9cm以下と規定があるが、建築基準法の施行令には、この隙間についての規定はありません。

東京都の基準に建築基準法施行令を合わせるべしだと訴えました。

**子ども家庭庁が司令塔として
子どもの事故防止を！**

同じく東京都の報告書の中で「国は、関係省庁と連携し、安全対策に有効な事故情報が一元的に集約され、関係主体が活用できる仕組みづくりを検討すること。」と

いう記載があるが、現状この仕組みが十分機能しているのかと質問しました。

これに対しても、子ども家庭庁担当の和田副大臣から、これまで消費者庁、文部科学省、国土交通省、警察庁などの関係省庁と連携してきたが、4月に発足した子ども家庭庁が子供や子育て当事者の視点に立った政策を司令塔として、政府全体の総合調整を行つて、



質問する谷田川はじめ

海上保安庁の真価が問われるとき 25条は堅持を！

日本は今、中国海警局に所属する船舶による領海侵入があり、海洋に関する国益はこれまでにない深刻な脅威、リスクに直面しています。よつて、有事の際には、自衛隊法第80

第四期海洋基本計画が4月28日に閣議決定されました。

谷田川はじめの質問の模様を動画にて、こちらのQRコードからご覧いただけます。



條において、内閣総理大臣は特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができると規定されています。

今回の大きなポイントは、その具体的な手続等を定めた統制要領が策定されたことです。

防衛大臣の統制下に入つたとしても、国民保護措置や海上における人命の保護等で最大限の活躍を果たすため、海上保安庁法第25条（海上保安庁は軍隊ではないことを規定した条文）は、堅持されるということなのか見解を聞きました。

齊藤大臣からは、25条は堅持していくと力強い答弁がありました。



答弁する和田副大臣

6月12日 決算行政 監視委員会で岸田総理 に質問しました！

問題だらけのマイナ制度は一旦ストップ！見直し優先！



答弁する岸田総理

必要があります。国会審議を経ずに政府が勝手に使っている予備費も十分審議すべきです。令和2年、3年分の決算審議を秋の臨時国会で結着すべきと質問しました。

総理は、努力はするが決算審議を必ず行うとは約束しませんでした。

とても残念です。

延期を迫りましたが、マイナ制度のデータやシステムの総点検は約束したもの、保険証廃止の方針を貫くようです。これを撤回させるべく尽力して参ります。

NHKでも中継された決算行政監視委員会にて、野党筆頭理事を務めている谷田川はじめが質問に立ちました。

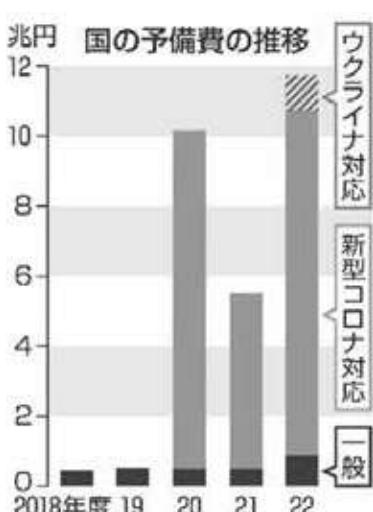
マイナ保険証で約7千3百件余りが他人の情報に紐づけされる等、様々な問題が発覚しています。

決算審査を行い、次年度の予算編成にいかすべし

担当の河野大臣は、バスのドライバーとして、日本のデジタル化への道を猛スピードで走らせている状態といえます。乗客である国民は、スピードが出過ぎて、とても不安。左右よく確認しながら、ゆっくりと進んで欲しいと思っています。

岸田総理は、バスのドライバーとして、日本のデジタル化への道を猛スピードで走らせている状態といえます。乗客である国民は、スピードが出過ぎて、とても不安。左右よく確認しながら、ゆっくりと進んで欲しいと思っています。

今回の審議で、平成30年度、令和元年度の決算が結着しますが、なんと4年分もたまっているのです。政府は、予算の作成並びに執行に当たって、決算審査の経過と結果を十分考慮して、次年度の予算編成をする



※当初予算と補正予算の計上額。
22年度の新型コロナ対応は使途に物価高対応が追加された

コロナワクチンの半分以上が無駄になる可能性大！

6月6日現在の接種済みワクチンは、4億3千6百36万回分です。半分以上の予算が無駄になる可能性があると指摘しました。

厳しく追及する谷田川はじめ

ワクチンの単価や契約内容を明らかにしないで、国会審議が成り立つのでしょうか。裁判所の判決により単価を開示したアベノマスクや、

接種事業に関する会計検査院の報告書では、「厚労省がワクチン確保に当たり作成していた資料には、確保することにした数量に係る算定根拠が十分に記載されておらず、（中略）その算定根拠を十分に確認することができない状況となつていることは、必ずしも適切とは認められない」と述べられており、会計検査院のこの指摘を政府は重く受け止めるべきです。

このコロナワクチンの問題は、引き続き注視して参ります。



わが党が「アメリカは情報を開示している」と追及し、渡々4百発の購入を明らかにしたトマホークのように、政府にとつて都合の悪い情報を国民や国会に明らかにしない体質から、脱却すべきだと主張しました。

3月に発表されたコロナワクチン

谷田川はじめの日頃の活動の様子はフェイスブックにて更新しています。こちらのQRコードからご覧いただけます。



6月9日健康保険証の存続を厚生労働省 伊原和人保険局長に申し入れました。右から3番目が谷田川はじめ。



足 検討限制解散衆議院内に党内

谷田川はじめは、4年前に繰り上げ当選して以来、事あるごとに、

衆院が恣意的に解散させる問題点を指摘してきました。そして、今国会会期末で会期末に岸田総理が解散に踏み切るかが注目されました

が、解散風を吹かした挙句の解散が、多くの議員のみならず、主権者である国民も振り回されたと言えます。立憲民主党はかねてから、

論憲の立場で、憲法審査会に臨んでいますが、今回の事態は、立憲主義の観点からも大いに問題である

との認識の下、党内に「衆議院解散の制限検討ワーキングチーム」を発足させ、その座長に谷田川はじめが就任することが内定しました。

衆議院の解散は、憲法7条、もしくは、69条に基づいて実施されてきました。(右下、条文を参照)

これまで日本国憲法下25回、衆院が解散されましたが、69条に基づく解散は、4回のみで、残りはすべて7条による解散です。

関係する憲法の条文

憲法第七条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一　憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二　国会を召集すること。

三　衆議院を解散すること。

四　国会議員の総選挙の施行を公示すること。

「五十項は省略」

憲法第六十九条

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

この解散は訴訟にまで発展。提訴した苦米地義三代議士は、一審は解散無効となり、勝訴しましたが、二審で敗訴。昭和35年の最高裁判決では、「衆院解散は高度な政治的判断であり、司法の審査になじまない」という統治行為論で、結局、解散は有効であると認められてしまいました。

その後、7条に基づく解散は、違憲ではないとの前提で行われてきました。しかし、7条に基づいて解散をするとしても、それなりの納得いく理由が必要ではないでしょうか。残念ながら、安倍政権による2度の解散、岸田政権による一昨年の解散は、「今やれば勝てる、1週間でも早くやつた方が有利だ」との党利党略以外の何物でもありません。

当初、GHQ（連合国総司令部）は、69条による解散しか認めていませんでした。吉田内閣が昭和27年8月に任期満了を待たずに、その4ヶ月前に憲法7条に基づいて解散しました。(いわゆる「抜き打ち解散」)

憲法学者の木村草太氏が提唱するように、7条解散は、認められるにしても、その理由を議会で審議することを義務付ける法案を提出することを軸に検討していく所存です。



6/27(火) 千葉県神社総代会
香取支部の総会にて挨拶。



写真左から、6/23(成田駅西口)、26(京成成田駅)、27(佐原駅)、30(小見川駅)、
7/3(成田湯川駅)にて、駅頭活動。



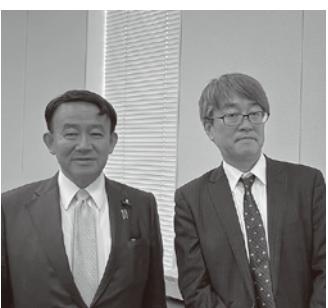
6/25(日) 4年振りに開催された海匝支部消防操法大会開会式で挨拶。その後、消防操法を実際に見学。



地元の小学生6年生のみなさんが国会見学に。国会の役割を説明しました。(左から6/7山田小学校、6/23神崎小学校)

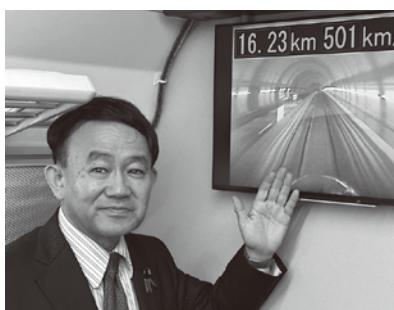


成田空港は谷田川はじめのライフルワークです。
左から5/25(木) 成田空港対策協議会総会、6/17(土)成田空港騒音対策地域連絡協議会の総会で挨拶。



6/13(火) 将棋振興議員連盟にて、日本将棋連盟の新会長 羽生善治九段と。

6/11(日) 多古町あじさい祭りの開会式で挨拶。



6/2(金)山梨のリニア新幹線に試乗しました。左の写真は速度500キロを超えた瞬間。

5/21(日) 千葉県東部5市(成田市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市)体育大会の開会式が銚子市体育館であり、挨拶。



5/26(金) スリランカのウイクラマシンハ大統領(前列左から2番目)との昼食会に日本スリランカ友好議員連盟のメンバーとして参加。後列右から3番目が谷田川はじめ。

旧光町が千葉10区から11区に変更になりました

いわゆる1票の格差を是正するため、衆議院の小選挙区の数を「10増10減」する改正公職選挙法が、2022年12月28日に施行されたことを受け、次回の衆議院総選挙からは新区割りに変更になります。

千葉10区については、これまで横芝光町は、旧光町が10区、旧横芝町が11区でしたが、同一市町村は同一選挙区にするとの原則の下、横芝光町はすべて千葉11区に所属することになりました。これまで旧光町の皆様には力強いご支援を賜り、誠に有難く深く感謝いたしている次第です。

旧光町が選挙区でなくなることは、とても残念ですが、今後とも光地区の皆様にお育て頂いたとの感謝の念を持ち続け、地元の皆様の期待に応えらえるよう頑張る所存です。

引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

ポスター掲示等ご協力のお願い



左記のポスターを是非とも、ご自宅の壁や塀に貼らせていただきたく、お願い申し上げます。

なお、ご協力いただける方は、谷田川はじめ事務所まで連絡をお願いします。☎0478-52-5678

谷田川はじめプロフィール

1963年1月17日香取市佐原生まれ
千葉県立佐原高校、早稲田大学政治経済学部卒業
松下政経塾出身(在塾中、米国連邦下院議員政策スタッフを経験)
千葉県議会議員4期
衆議院議員3期
現在 国土交通委員会、決算行政監視委員会、憲法審査会に所属
立憲民主党千葉県連選対委員長、千葉県ハンドボール協会会長

●後援会ニュース「雄志」定期購読会員募集

谷田川はじめと支援者を結ぶ機関紙「雄志」を年4回発行しています。 あなたのご意見を反映します。

年会費一口2,000円 (何口でも可)

購読料のお振込先

郵便振替口座 00110-9-390288 「谷田川元後援会」

冠婚葬祭等の情報がありましたら、
谷田川事務所までご連絡下さい。

メッセージの手配をさせて頂くとともに、日程調整がつけば、谷田川はじめが伺います。

千葉県第10区在住のお知り合いの方をご紹介ください。



ご連絡お待ちしています

TEL 0478-54-5678
FAX 0478-52-6991